

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の制定による旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、引用条文の規定を整備する。

2 新旧対照表

文京区保健衛生事務手数料条例（平成12年3月文京区条例第21号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
第一条から第五条まで（略）					第一条から第五条まで（略）				
別表（第二条関係）					別表（第二条関係）				
【別記3】					【別記3】				
事務	名称	額	徴収時期		事務	名称	額	徴収時期	
1（略）					1（略）				
2	旅館業法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	九千七百円	承認申請のとき。		2	旅館業法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	九千七百円	承認申請のとき。	
3から73まで（略）					3から73まで（略）				
付 則									
<u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u>									